

# 芦別市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の 取組実績をお知らせします

市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガス排出量の削減のための措置に関する計画として、平成22年11月に第1期、平成27年7月に第2期、令和2年8月に第3期となる「芦別市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、市の事務事業の実施にあたっては、本計画に基づき二酸化炭素排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることとしています。

- 計画期間／令和2年度から令和6年度までの5年間
- 基準年度／令和元年度
- 二酸化炭素の排出削減目標

基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和6年度
7,899,098kg-CO <sub>2</sub>	5.0%	7,504,143kg-CO <sub>2</sub>

## 1 取組実績

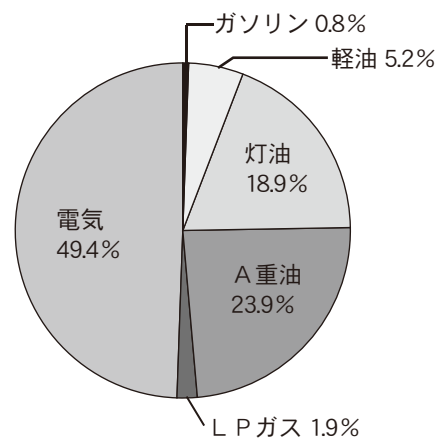
令和4年度における二酸化炭素排出量は6,983,738kg-CO<sub>2</sub>となり、基準年度である令和元年度と比較して11.6%の減少となり、本計画における削減目標(最低5%、年1%)を達成することができました。

なお、燃料種別の使用量、二酸化炭素排出量は以下のとおりです。

### ●令和4年度の二酸化炭素排出量

燃料種別	令和元年度(基準年度)		令和4年度		増減率 (基準年度比)
	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	使用量	CO <sub>2</sub> 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	
ガソリン(ℓ)	28,216	65,464	23,069	53,519	-18.2%
軽油(ℓ)	132,676	342,298	141,090	364,012	6.3%
灯油(ℓ)	534,699	1,331,401	528,916	1,317,003	-1.1%
A重油(ℓ)	632,900	1,715,159	615,550	1,668,141	-2.7%
L Pガス(m <sup>3</sup> )	18,013	108,080	22,149	132,898	23.0%
電気(kwh)	6,610,820	4,336,696	6,421,157	3,448,165	-20.5%
合計		7,899,098		6,983,738	-11.6%

### ●令和4年度燃料種別排出割合



※各年度の電気の使用に伴う二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO<sub>2</sub>/kwh)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
0.656	0.593	0.550	0.537

## 2 各課の取組状況

職員一人ひとりが二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組む必要があることから、日常的な取組に係る点検シートにより、省エネルギーの推進7項目、省資源の推進7項目、3Rの推進3項目の計17項目について、取組状況を確認し、各職場の地球温暖化・省エネ対策推進者が評価しました。次の表は、それらの結果について取りまとめたものです。

令和4年度における全体の平均点は4.5で、昨年度と増減はありませんでしたが、部署別に見ると3点台の評価項目が多くあることから、引き続き積極的な取組を行います。

●日常的な取組に係る評価結果

区分	評価項目	令和4年度	
省エネルギーの推進	電気	① unnecessary照明の消灯	4.6
		② O A 機器などの省電力	4.5
	燃料・ガス	③ 暖房器具の適正な使用	4.7
		④ ウォームビズの推進	4.7
		⑤ 適正なガス給湯器などの使用	4.9
		⑥ エコドライブの励行	4.5
		⑦ 近距離の徒歩・自転車移動	4.4
省資源の推進	紙	⑧ コピー機の適正使用	4.3
		⑨ 両面・縮小コピーの徹底	4.4
		⑩ 印刷プレビューでの最終確認	4.3
		⑪ 使用済み用紙の裏面利用	4.3
		⑫ 使用済み封筒の再利用	4.6
		⑬ 電子掲示板・メールの活用	4.5
		⑭ 節水の励行	4.7
推進の3R	水	⑮ ごみの発生抑制	4.2
		⑯ ごみの再使用	4.2
		⑰ ごみの再資源化	4.4
平均点		4.5	

採点基準	5	確実に取組している	100%
	4	ほぼ取組している	80%
	3	だいたい取組している	50%
	2	あまり取組していない	50%未満
	1	取組していない	0%
	-	該当しない	-

評価基準及び結果	評価点	評価割合	評価基準
	A	65.4%	該当する全ての項目が4点以上である場合
	B	35.6%	AまたはC以外の場合
	C	0%	2点以下の項目が1つでもある場合

3 今後の目標に向けて

平成27年7月から5年間実行された第2期地球温暖化対策実行計画の計画期間が、令和2年3月31日をもって終了したことから、新たに温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けた第3期地球温暖化対策実行計画を令和2年8月に策定し、基準年度（令和元年度）比で5.0%の削減目標を達成するため、取組を推進するとともに、今後も広報紙を通じて皆さんにお知らせしてまいりますので、ご理解をお願いします。

●詳細／芦別市地球温暖化・省エネ対策推進本部（事務局・環境対策係 ☎27-7358）

秋の全国交通安全運動の実施

～反射材「ここにいるよ！」のメッセージ～

■「秋の全国交通安全運動」が実施されます！

○運動期間 9月21日(木)～30日(土)の10日間

■交通事故防止のポイント

○ドライバーの皆さんへ／夕方から夜間にかけての歩行者や自転車の見落としや発見遅れによる交通事故を防ぐために、「スピードダウン」と「交差点等での安全確認」を徹底しましょう。「シートベルトは命綱」、全席着用で安全運転に努めましょう！

○歩行者の皆さんへ／歩行者から車が見えていても、ドライバーからは見えていない可能性があります。無理な道路横断はやめ、横断歩道を利用しましょう。歩いて外出する際は、明るい色の服を着たり、持ち物に反射材を付けましょう。

○自転車利用者の皆さんへ／自転車も車の仲間であり、交通ルールやマナーを守らなければなりません。4月1日から、全ての自転車利用者のかたに乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されていますのでヘルメットを着用しましょう。

■自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

●詳細 芦別警察署 ☎22-0110

住宅防火・防災キャンペーンのお知らせ

～敬老の日に『火の用心』の贈り物を～

近年の全国での住宅火災による死者数は900人前後の高い数で推移しています。このうち約7割が65歳以上の高齢者であり、今後更なる高齢化に伴い、住宅火災における高齢者の死者数の増加が懸念されます。

これを踏まえて、総務省消防庁では、住宅火災から高齢者を守るため、敬老の日に改めて火災予防を注意喚起するとともに「住宅火災警報器」や「住宅用消火器」または「防災品」等のプレゼントや、設置されている住宅用火災警報器の点検や交換を高齢者に代わり実施することなどを推進する「住宅防火・防災キャンペーン（9月1日～21日）」を展開しています。

大切な祖父母や両親が火災の被害に遭わないよう、敬老の日は身近な防災対策を考える敬老の日にはいかがですか。火災から身を守るためには、「早く知る」「早く消す」「火を拡大させない」ことが重要となります。火の不始末に注意するのはもちろん、住宅用火災警報器や住宅用消火器等を設置して、命を守りましょう。

また、住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、とても危険です。10年を目安に交換しましょう。

●詳細 芦別消防署保安係 ☎22-3106